

○箕輪町みのわ未来委員会条例

平成27年3月19日条例第1号

箕輪町みのわ未来委員会条例

(趣旨)

第1条 箕輪町の長期的な構想及びその構想を実現するための政策に関する中期的な計画の策定並びに今後予想される少子化・人口減少社会に対応する少子化・人口減少対策ビジョンを策定するにあたり、広く町民の声を反映するため、みのわ未来委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、趣旨にある事項について調査審議し、町長に意見を述べる。

(組織)

第3条 委員会は、委員70人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者、知識経験者及び公募に応じた者のうちから町長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は3年とし、再任は妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、委員会を代表し、議事その他会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、会長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことはできない。

(専門部会)

第7条 委員会審議に資するため、必要に応じて専門部会を設置することができる。

2 専門部会の設置数及び部会員の人数等は、委員会において定める。

(幹事会)

第8条 委員会運営を円滑に行うため、職員で構成する幹事会を設置する。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

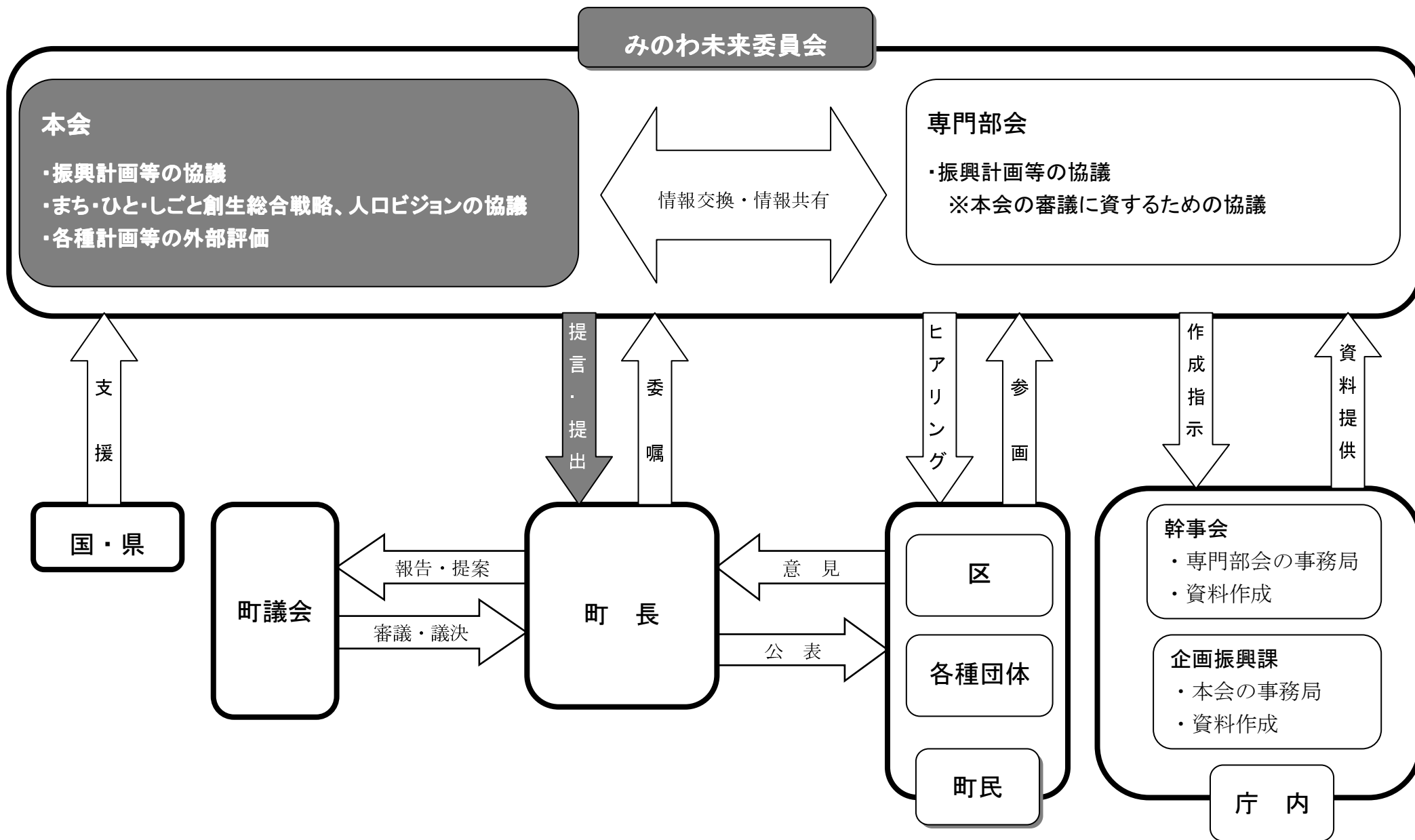
(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(箕輪町振興計画審議会条例の廃止)

2 箕輪町振興計画審議会条例(昭和58年箕輪町条例第29号)は廃止する。

みのわ未来委員会 組織図



みのわ未来委員会 スケジュール

時期	内容
2016年5月 ～2018年4月	第1期みのわ未来委員による、 第5次振興計画、まち・ひと・しごと総合、人口ビジョン策定の協議
2018年7月	みのわ未来委員 委嘱
2018年8月	第19回みのわ未来委員会
2018年12月頃	みのわ未来委員会 <ul style="list-style-type: none"> ○ 第5次振興計画の外部評価 ○ まち・ひと・しごと総合戦略の外部評価 ○ 地方創生推進交付金の外部評価 ※2017年度実績
2019年8月頃	みのわ未来委員会 <ul style="list-style-type: none"> ○ 第5次振興計画の外部評価 ○ まち・ひと・しごと総合戦略の外部評価 ○ 地方創生推進交付金の外部評価 ※2018年度実績 みのわ未来委員会 ※必要に応じて開催
2019年3月末	↓ 第2期 まち・ひと・しごと総合戦略 策定
	みのわ未来委員会 ※必要に応じて開催 <ul style="list-style-type: none"> ○ 第5次振興計画の外部評価 ○ まち・ひと・しごと総合戦略の外部評価 ○ 地方創生推進交付金の外部評価 ※2019年度実績 必要に応じて、振興計画の見直し等